

伊野上裕伸

Hironobu Inoue

Hinokabe

火の壁



文藝春秋



火の壁

Hinokabe
Hironobu Inoue

伊野上裕伸

文藝春秋

火の壁

一九九六年四月十日 第一刷

(定価はカバーに
表示してあります)

著 者 伊 野 上 裕 伸

発 行 者 湯 川 豊

発 行 所 株式会社 文 藝 春 秋

東京都千代田区紀尾井町三一二三
電話(〇三)三三六五一一二一一

印刷所 凸版印刷

製本所 加藤製本

万一、落丁乱丁のある場合は送料
当社負担でお取替え致します。小
社営業部宛お送り下さい。

終章	第四部	第三部	第二部	第一部	序章
249	192	146	79	13	5

イラスト
西口司郎

デザイン
多田和博

火の壁

序 章

阪神大震災は明らかに天災であったが、それによる被害には人災と言える要素がなくはなかった。中でも地震によって引き起こされた火災の原因にはさまざまな事情があると思われた。火災さえなければ、地震の被害は半減し、死者も確実に減ったはずだ。

地震は、結果としての被害のすさまじさで記憶にとどめられたが、火災はそのまがまがしく荒れ狂う姿を、まざまざと人々の前に晒した。

平成六年版『消防白書』によれば、平成五年度の出火原因では、「放火」と「放火の疑い」による火災が抜きんでている。地震は人には作り出せないが、火災は誰にでも、たとえば四歳、五歳の幼児にさえ、いとも簡単に引き起こすことができる。出火件数自体は年々確実に減少している。消防施設の充実と、関係者の研鑽、住宅の不燃化といったさまざまな要素が働いての実績と言えたが、ただ「放火」だけは増えているのだ。

畠山久尚著『気象と火災へ日本火災学会二五周年記念出版』の、第五章「火災のシミュレー

シヨンには次のような記述がある。

へ火災保険というのは、契約に従ってある額の保険料を払い込んでおいて、もし火災で焼けた時には、契約してある通りの保険金を受け取る仕組みである。保険料は住宅地の場合は一〇〇〇円に對して一円八〇銭内外、すなわち一〇〇〇万円に對して一万八〇〇〇円内外になっている。保険料の中には当然保険会社の営業費もある率を占めるはずであるが、それは保険料の半額程度のものであるという。(中略) 保険料一円に對して一〇〇〇円が支払われるということは、家屋の焼ける確率で言えば、一つの場所については平均千年に一回焼けるということであり、また建物一〇〇〇戸の中、年平均一戸焼けるということでもある

もしあなたの近所に、十年の間に五回の火災を発生させた住宅があったとしたら、あなたはそのお宅を稀にみる不運で氣の毒な存在として見舞いにいく氣持ちになるであらうか。たとえ浮き世の義理から見舞いにいったとして、心の中はどうであらう。ましてその火災の原因がすべて不審火ということであつては、複雑な氣持ちにならざるを得まい。火災保険会社の立場になつてみれば、もはや不倶戴天の仇敵と思いたくもなつて来る。所轄の警察や消防にしてみれば、立場がないといった程度の問題ではすまない。

しかし樋川征治という男の場合、これまでのところ少なくとも四回目までの火災に關しては罪を負うこともなく、保険金は契約通りに支払われていた。そのたびに彼の經營する鮎屋は着実に店の規模を拡大していた。十年前の店は猫の額ほどの狭い敷地にいっばいに建てられた、三軒長屋の粗末な木造の建物に入る一店舗に過ぎなかつた。しかも親子四人がその店の二階に居住していたのが、今回の五回目の火災が出た時には、火災のたびに得た保険金で(その資金の一部には

保険金以外からの収入もあったが、それもこれらの火災のお陰であることには変わりなかった、ゆつたりとした駐車場も備わった、一見、由緒ある高級割烹かと思わせる店構えにまで成り上がっていた。

家屋を故意に焼くのは惜しいと思われるかも知れない。が、現在の火災保険は、「価額協定保険特約」さえ付けておけば、新たに家屋を再建できるだけの保険金を掛けることが出来るのだ。家屋の価値を明らかに越えては掛けられないが、保険金の限度額を再建時の時価額という曖昧な言葉で定めているから実質的価額の二、三割増しで掛けることは十分に可能であった。そのため、家屋が古くなり、新築を考えているような時には、火事はむしろ待ち望まれることかもしれない。再建に際しては、以前と同一のものを建てる必要はない。別の用途の建物でもよかった。再建を取り止め、現金で受け取ることも可能であった。今のような不況で不動産が買い叩かれているような時代にあつては、実に損のない換金方法と言えた。

今回燃えた樋川の自宅兼店舗は、新築後一年あまりしか経ていなかったが、建築時の目算が外れ、規模を縮小して建て直すなり、他へ新たに建て直したいのなら、火事の利用はまことに理に適ったことだと言える。しかしたとえそうだったからといって、初めから保険金目当ての火災と決めつけることは許されない。疑わしきは罰せずで、証拠がなければ支払わねばならないのが現行の保険システムである。

しかし保険金は、保険会社が支払うようであり、実際は保険に加入している顧客の保険料をプールしておいた中から支払われるのである。一般には、支払いに当たって、保険会社が厳しく調査し、支払いを渋るのは、保険会社の利益を守るためであると考えられているが、必ずしもそうではない。早い話、保険会社としては、調査など一切せず、顧客なり被害者なりの言いなりに支払ってもいいのである。気前のいい保険会社であるとの評判が立てば契約者は増え、保険料が集

まる。その資金を元に金融業務で利益を出せば、甘い支払いのつけなど、少なくともこれまでであれば簡単に取り戻せた。他方、そのとぼつちりは、真面目に調査を行っている保険会社の保険料にまで及ぶのである。

日本では、条件が同じであるなら、監督官庁である大蔵省の施策で、保険料は横並びであったから、一部保険会社の甘い支払いは、すべてのユーザーに影響を与えた。保険料の値上げは、大蔵省、ひいては政府の管理不行き届きとして叩かれることにもなる。したがって官庁側からの監査が抜き打ち的に入った。人間の本性から見て、保険金の不正請求、抜け駆け的な過大請求を放置すれば、どのようなことになるかは容易に予想がつこう。

そこで必然的に保険調査という業務が設置されることになる。保険会社内部において支払いの審査、決定をする部門は「査定職」と称され、書類審査や、当事者との直接折衝で処理出来る範囲までは、たいいていその担当者が処理したが、裏付け調査が必要になった段階からは外への発注となった。その外注先も、火災で燃えた住宅の損害程度、建て直し費用の調査といったマニュアルにもとづいた純技術面での処理が可能などところまでは、専門の鑑定人や子会社に委ねていたが、その火災が、保険金目当てであったり、自殺を目的に故意に起こされた疑いが出た段階からは、保険調査の専門機関へ委ねられた。

そのような調査に携わるのには、単に教育だけでは体得できない微妙な能力が求められた。学校を卒業して、通常の会社員として就職した保険会社の社員の資質とは、いくぶん掛け離れた要素を必要とした。また、そのようなケースではしばしば裁判になることがあったし、そこまできなくても、相手方を説得するためには、第三者の調査機関であることが必要であった。

相沢志郎は、そのような保険調査機関の大手のひとつである、㈱IRS（インシュアランス・リサーチ・サービス）に所属する保険調査員である。さらに所属をはっきりさせておけば、生命

保険部と損害保険部があるうちの後者に所屬していた。

昨今バブルが弾けてからは、金融面での収益は、期待出来ないどころか反対に大幅な赤字の元凶になっていたから、保険会社自体としても本業できちんとした収益をあげていかなければならなくなっていた。そのためには、しっかりした査定を行い、不要な支払いは極力抑え込まなければならぬ。会社によつては、社内で使用するコピー用紙として、形式が変わつて反古^{ぼく}となるはずの用紙の裏を使用したり、ボールペン一本に至るまで無駄なく使用しているか目を光らせた。そういうご時世の中では、故意に起こされた火災に支払う数千万円という金額は、何としても食い止めなければならないのだ。

樋川のような「悪質」と考えられる火災常習者の調査には、当然実績のある調査員を指定して来る。保険調査の業界で生計を得ている相沢志郎としても、その立場についての自負は十分にあった。だが今回は、樋川が保険の業界にとつての仇敵というだけのことではなかった。前回までの樋川の火災調査を担当した、業界の先輩が調査遂行中、行方不明になっていた。相沢が新人として採用された際に実地指導を受けた、火災調査に関しては「神様」とさえ言われた中井務がその人であった。中井の失踪に樋川が関わっているのではないかという疑いはあつたが、死体も発見されていない状況の中で、警察としても手が出せず現在に至つていた。中井は何年も前に独立して、直接の關係はなくなつていたが、相沢は、同業の後輩として、その消息を明らかにしなければいけないという使命感を感じていた。

初回の火災以来、中井が調査を担当はしていたが、前回の火災の調査は、報告書が作成されないまま行方不明になっていた關係で、樋川の記録は中井から保険会社にもたらされた中間報告のメモという形でしか残されていなかった。また当初の二回の火災時は、保険会社が異なっており、今回の依頼先の三協火災海上保険が、その二回の火災を契約していた合同火災から同業のよしみ

で情報を取り、辛うじて作成した樋川の火災歴についてのメモが相沢の手元に来ていた。それは次のようなものであった。

① 一九八四年（昭和五十九年）二月二十八日午前二時頃出火。

群馬県霧生市本町所在の三軒長屋式店舗から出火し、三軒とも全焼。火元は西端の店舗で営業していた居酒屋と特定されたが原因は不明。樋川は東端で鮎屋を営み、中央の店舗が樋川の姉、東條愛子経営のスナックであったが、敷地は姉との共有名義になっていた。火災後、樋川が姉の所有分を買い取り、彼のみが同地に再び鮎屋を構えた。

樋川は、姉と共同で建物全体で二〇〇〇万円の火災保険に加入していて、半分を取得。これが再建時の元手になっていると思われる。居酒屋を経営していた小暮ふじは樋川姉弟からの借家であったことからこれをしおに立ち退かされ、郷里に戻った後自殺した。最後まで樋川が放火したと訴え恨んでいたという噂がある。

② 一九八五年（昭和六十年）十二月二十七日午後一時頃出火。

霧生市弥生町所在の旅館「弥生館」が全焼したが、この旅館は敷地は東條愛子名義、建物は樋川の弟、保名義であった。弟は精神に障害があり、樋川と、母親の妹である樋川きぬが面倒を見ながら旅館を取り仕切っていた。日中の火災であったが、保は病気で臥床^{がしよ}していて焼死した。

火災保険は、樋川征治名義で二〇〇〇万円加入していて、彼がすべて取得した。再建はされず、きぬは樋川が仕組んだ火災であると恨んでいたらしいが間もなく病死。

③ 一九九二年（平成四年）八月五日午後五時発生。

霧生市本町の自宅兼店舗（商号元氣鮎）で、風呂の空焚きによる火災が発生したが、通りがかりの人による発見が早く小火^{ほや}ですんだ。但し、故意に風呂の水が抜かれていた可能性もうかがわれたとのこと。

保険金は浴槽、風呂釜代（プロパンガス仕様）、風呂場左官工事代のみ。

④ 一九九三年（平成五年）三月三十日午前三時半頃出火。

霧生市本町の「元氣鮎」店舗及び二階の住宅を全焼。この際、隣接するスナック「都貴」が類焼。不審火とされているが、火災時樋川は近所の知人及び子供たち何人かを引き連れ、新潟県石打ヘスキーに行っていた。このアリバイを含めて、三協火災の依頼を受けて調査を行っていた保険調査員の中井務は、報告書を作成しないまま行方不明になっている。中井から保険会社には、火災の前に、営業不振のために樋川が近く放火するかもしれないという情報が入っていたとのこと。

樋川は保険金二五〇〇万円を取得。

⑤ 一九九四年（平成六年）十二月五日午前三時五十分出火。

前回火災時に取得した保険金等を元手に、霧生市姫宮町（霧生市民総合病院前）に土地を借り、鮎割烹（商号千代寿司）を開業していたが、一階店舗から出火し、二階自宅とも全焼した。火の気がないはずの店舗部分からの出火である。出火時、夫人は実家に帰っていたが、息子二人は在宅し、高校生である長男の友人二名も泊まっていた。前回の火災と同様、営業不振で、火災の前から、樋川がそろそろ放火するのではないかとの風評が流れていたらしい。

家屋、家財、什器、商品合わせての保険金六五〇〇万円。

第一部

一

火災からはすでに五週間が経過していた。時間を経ての調査依頼は、初めから保険会社が素直に支払う考えがないことを意味していた。火災で家を失った人は、すぐにも住む家が必要であるから、調査も通常は間髪を容れずに行われる。問題がない限り、三十日以内に支払いを決定することになっていたが、樋川征治の場合、保険会社にそのような支払い期限を守る考えはなかった。警察も保険金詐欺を目的にしての放火の疑い濃厚として捜査中であつたし、消防も調査中ということがわかつていた。保険会社は、「警察も、消防も、原因について結論を出してませんので」と弁解出来た。樋川が怒って、自宅とは再契約しなと言ってくればこれ幸いということになる。だいたいこんな札付きの男とよくも契約を続けているものだ、相沢志郎自身火災保険料を支払っている立場として、保険会社の甘さに腹を立てていた。だが代理店が引き受けてしまったものは、よほどのことがなければ断るわけにはいかないことも相沢は承知していた。

保険会社からの指示は、当面、五回目の火災についての支払いの妥当性ということだが、その

結果次第で、以前の火災についての調査もお願ひするかも知れないという含みもあった。また、中井務調査員の失踪に関しても、手掛かりが見つかるようなら頼むということであった。

人が顔に年輪を刻み込ませて魅力を増していくように、街も年輪を必要とした。整然とした区画の中に、都市計画図にもとづいて造り出されたような街は、一見して美しいが、マネキン人形のようなものだ。生きた街は街が人間を作っていく。それだけに、その街に生きる人々は、そこに住む人々とだけでなく、街ともさまざまな葛藤^{かつどう}を迫られる。女と同じで、魅せられながらも、こっぴどい裏切りにも遭う。相沢が初めて訪れた霧生市はそういう街であった。四方を山に囲まれ、しかも二つの大きな川が街を分断する。関東平野の北東部の果てに位置するその街は、山と川との豊かな自然に恵まれていたが、その自然へのこだわりで発展が阻害されるようなこともなかった。古くからの織物の街は、その伝統を残しながらも、近代産業の受け入れも怠りなく、県下の要都としての地位を維持していた。

霧生市という名前は、幾重にも重なり合う丘陵から湧き立つように霧が生まれ、四方を囲む丘陵の間の盆地に息づく市街地をすっぽりと包み込むことから生まれたものだが、最近では以前ほどには、霧の発生は多くはないらしい。丘陵は、北に向かって山の高度を上げていき、そしてその山々から吹き下ろして来る空っ風も有名であった。風が強ければ、霧は吹き散らされてしまうが、それより何より空気は乾燥し、霧は湧かない。だが、そういう風がばったりと吹きやみ、忽然^{こっぜん}として霧が街を深く包み隠す時があった。相沢が訪れた夜は、そういう霧の深い夜であった。

面談を申し入れた、パブスナック「都貴」のママ都貴子が、指定して来た時間は午前一時である。閉店後でなければゆっくり話することは出来ないというのだ。都貴子は、樋川の前回の火災時、類焼の被害を受けたというだけで、相沢の調査に付き合う義務も義理も何もない。だから、